

平成27年2月18日(水)
あじさい会館 1階 ホール

平成27年度 介護保険制度改革について

厚生労働省作成資料の一部抜粋、加筆等があります
改正内容は政令等の公布を以って確定されるものであり、今後変更される可能性があります

介護保険制度改正の主な内容

平成27年
4月～

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所対象者を原則要介護3以上に限定
- ・住所地特例適用被保険者の介護予防支援実施主体を保険者市町村指定の地域包括支援センターから施設所在市町村指定の地域包括支援センターに変更
- ・住所地特例適用被保険者の施設所在市町村指定地域密着型サービス利用が可能になり、地域密着型サービスに(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)を追加
- ・介護保険料の改定

平成27年
8月～

- ・一定以上所得者の自己負担額割合を1割から2割に変更
- ・高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担段階に「現役並み所得者」を追加
- ・高額医療・高額介護合算制度の70歳未満の限度額を変更
- ・負担限度額認定の該当要件を変更

平成28年
4月～

- ・小規模通所介護事業所が提供する通所介護サービスを地域密着型サービスに移行
- ・介護予防訪問介護・通所介護を全国一律の基準の介護予防サービスから市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」に移行

平成27年2月18日(水)
あじさい会館 1階 ホール

平成27年4月から実施

介護老人福祉施設の特列入所

要介護2

要介護1



- ・ **原則として入所不可**
- ・ 「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」（特列入所の要件）が必要

特列入所の要件

認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

施設は、入所申込者に対して、特列入所の要件に該当するか必要な情報を求める

施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特列入所に該当するか否かを判断するに当たって意見を求め、市は意見を表明する

市町村の意見を踏まえ、施設が特列入所に該当するか否かの決定を行う

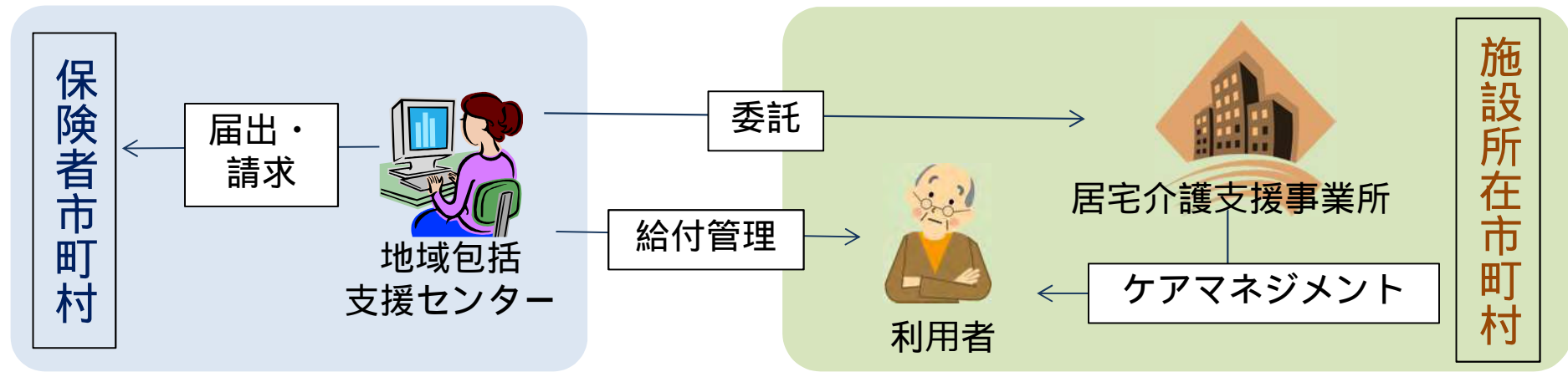
特列入所に該当した場合は、要介護3以上の者とともに待機者リストに登載され、市入退所指針に基づき、入所の順番を待つ

施設は、入所判定委員会において再度市に意見を求め、市は意見を表明する

特列入所の要件に該当するか否かの判断を行う際に、施設や市から介護支援専門員に対し、入所希望者の状況について意見を求める場合があります

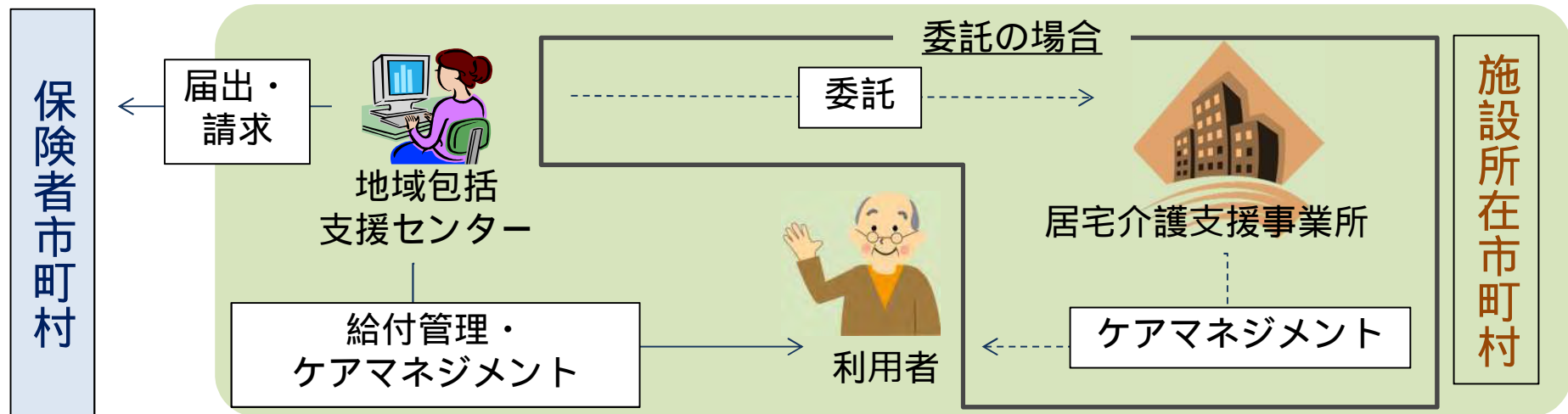
住所地特例適用被保険者に係る介護予防支援実施主体の変更

現行



- 従前の住所地を管轄する地域包括支援センターが介護予防支援の実施主体として給付管理を行い、ケアマネジメントを施設所在地の居宅介護支援事業所に委託する(通例)

改正後



- 施設所在地を管轄する地域包括支援センターが介護予防支援の実施主体として給付管理・ケアマネジメント(委託可)を行う。介護予防支援開始の届出は保険者市町村に対して行う

住所地特例適用被保険者に係る介護予防支援実施主体の変更

引継ぎに当たって……

地域包括支援センター

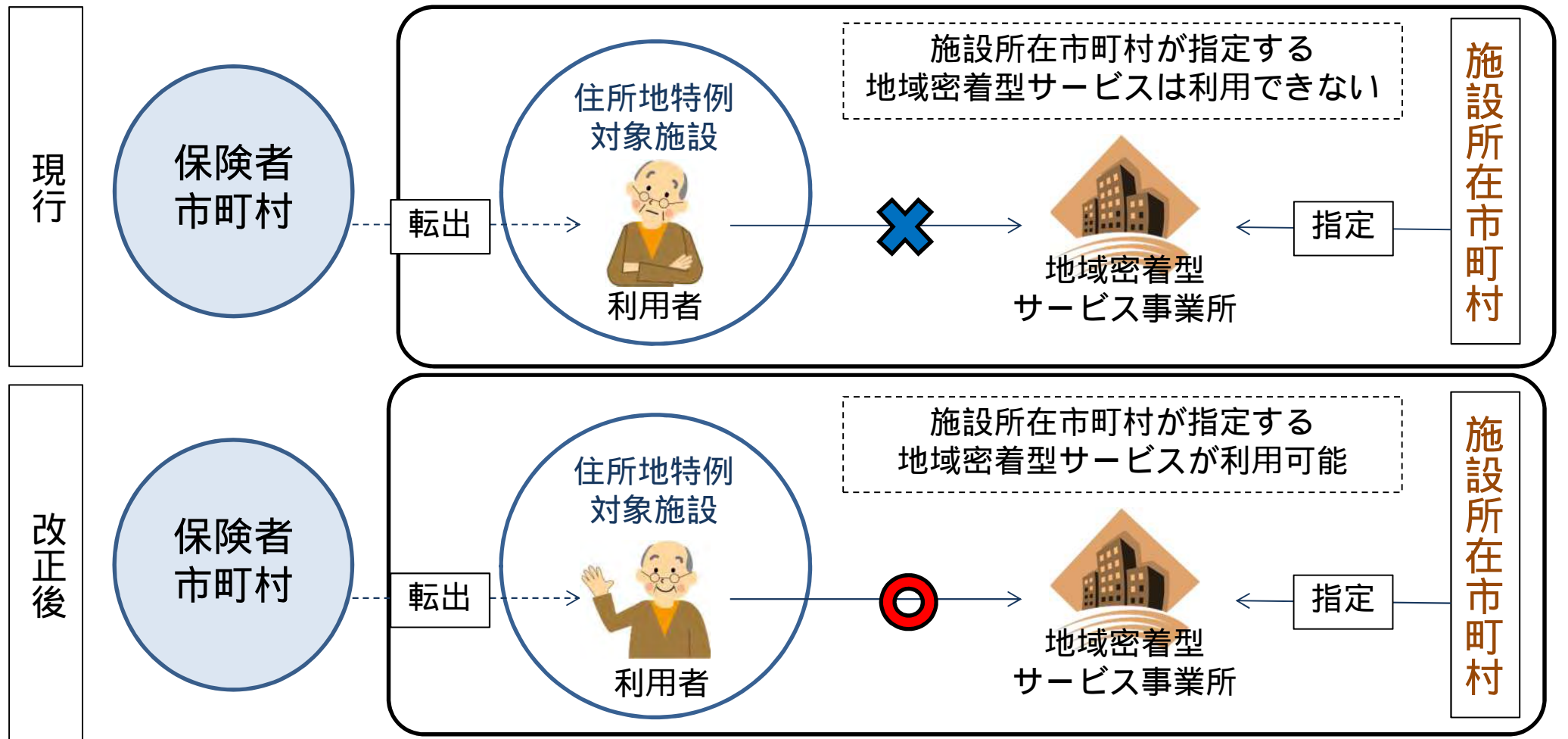
- ・ 他市町村の施設に住所を置く住所地特例対象者について、委託先の居宅介護支援事業所と連携し、施設所在地を管轄する地域包括支援センターと該当者が新たに契約を結ぶよう手配を行う
- ・ 今まで他市町村の地域包括支援センターが介護予防支援を行っていた、本市施設に住所を置く住所地特例対象者の引継ぎ・契約締結を行い、保険者市町村に介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する

居宅介護支援事業所

- ・ 本市施設に住所を置く住所地特例対象者に関して、他市町村から委託を受けている場合、委託元の地域包括支援センターと本市施設所在地を管轄する地域包括支援センターが引継ぎを行えるよう、連絡・調整を行う

平成27年4月から施行のため、平成27年3月末までに各利用者について引継ぎが完了するよう、各事業所とも手続きをお願いします

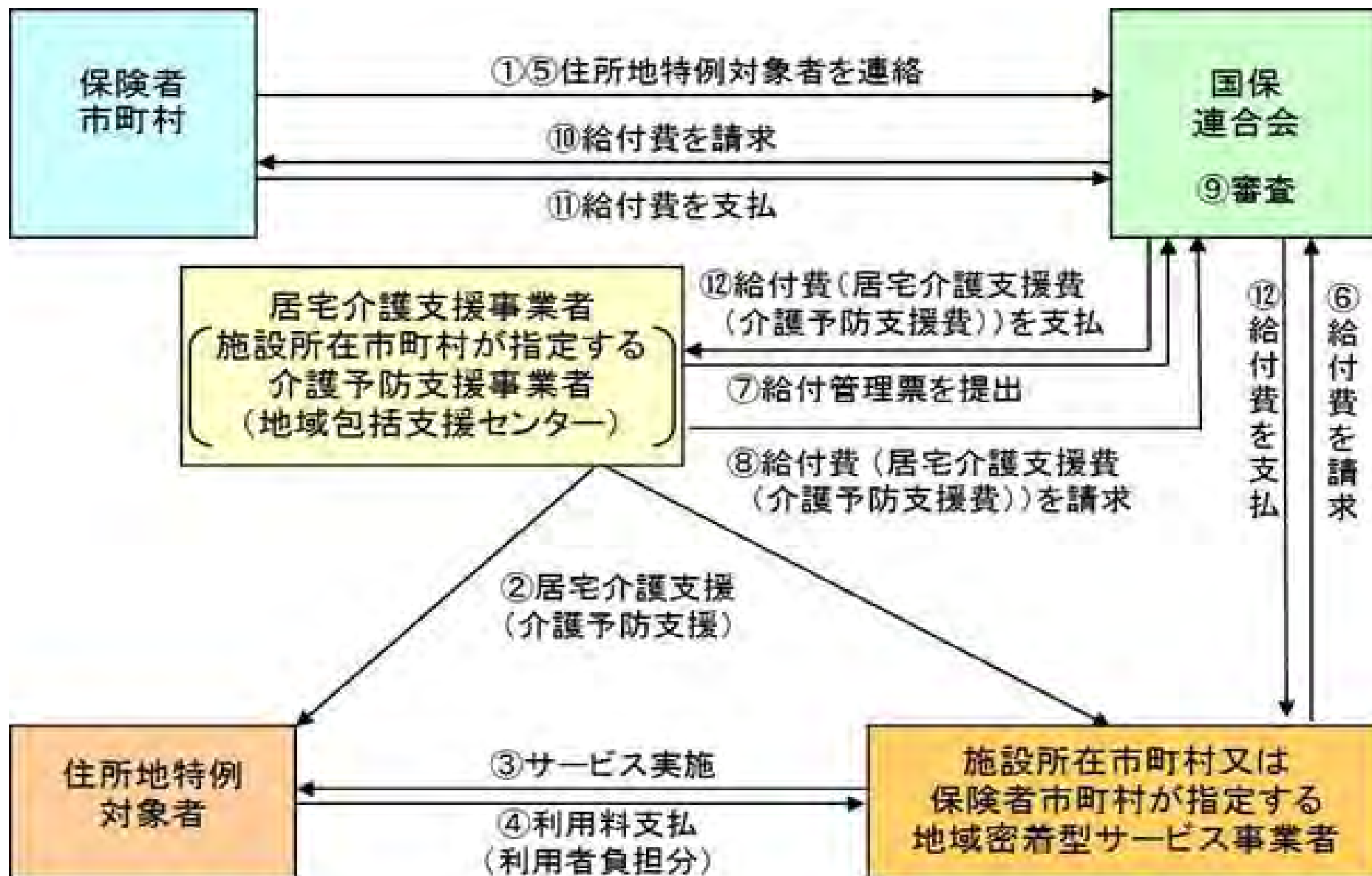
地域密着型サービスの取扱い



- ・ 住所地特例対象者が受給できる地域密着型(介護予防)サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)(下線は平成27年4月から施行の新サービス)
- ・ 両市町村の指定がある場合、施設所在市町村の定めに従う。市町村独自報酬についても同様

地域密着型サービスの取扱い

【参考】住所地特例対象者に係る審査支払処理の流れ



地域密着型サービスの取扱い

小規模多機能型居宅介護(短期利用)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の考え方について(案)

サービス種類コード	サービス種類名	短期利用 / 短期利用以外	区分支給限度額	給付管理票作成者	サービス計画費
73	小規模多機能型居宅介護	短期利用以外	対象	小規模多機能型居宅介護のケアマネージャ	算定できない(小規模多機能型居宅介護の報酬に含む)
77	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	短期利用以外	対象	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)のケアマネージャ	算定できない(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の報酬に含む)
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	短期利用以外	対象	介護予防小規模多機能型居宅介護のケアマネージャ	算定できない(介護予防小規模多機能型居宅介護の報酬に含む)
(新)68	小規模多機能型居宅介護(短期利用)	短期利用	対象	居宅介護支援事業者	居宅介護支援費
(新)79	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	短期利用	対象	居宅介護支援事業者	居宅介護支援費
(新)69	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	短期利用	対象	介護予防支援事業者	介護予防支援費

- ・短期利用の利用者の給付管理を(介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の内マネが行うことは困難であり、普段当該利用者が利用している外マネにケアマネジメントを行ってもらうことになる
- ・7日(やむを得ない事情がある場合は14日)だけ限定的に利用し、その後は居宅等に戻ることを想定している
- ・事業所の登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の要件を満たした場合などの限定的な取扱いと考えている

地域密着型サービスの取扱い

小規模多機能型居宅介護(短期利用)、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の考え方について(案)

(1) 平成27年5月請求分及び6月請求分に係る対応

- サービス事業所が国保連合会に68：小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の請求を行った場合、返戻となり、支払が行われない。平成27年4月サービス分及び5月サービス分については、平成27年7月以降に国保連合会に請求を行う
- 給付管理票について、68：小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)を記載した場合、返戻となる

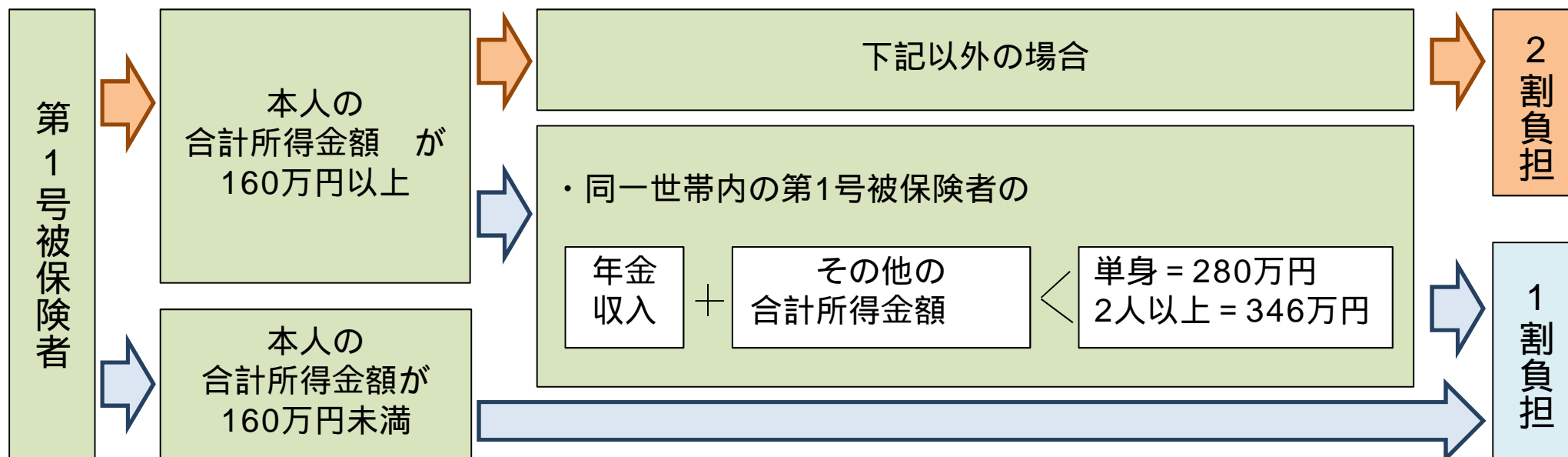
(2) 平成27年7月審査分以降に係る対応

- 事業所が国保連合会に68：小規模多機能型居宅介護(短期利用)、79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)の請求を行った場合、通常どおり審査が行われる
- 給付管理票についても通常どおり審査が行われる

平成27年2月18日(水)
あじさい会館 1階 ホール

平成27年8月から実施

一定所得者の負担割合変更



合計所得金額 = 年金収入や給与所得、事業収入等から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額
その他の合計所得金額 = 給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額

- ・負担割合の判断を事業所に行ってもらうため、要介護・要支援認定を受けている者に対して、各自の負担割合を記載した証書(負担割合証)を平成27年7月頃発送予定。毎年8月に更新
- ・負担割合は国保連の審査において突合が行われるため、利用者の負担割合を誤って請求した場合、介護給付費の請求が返戻となる
- ・利用者が負担割合証を忘れる等、正しい負担割合を確認できない場合、2割負担分の仮徴収が可能であり、後に1割負担該当者であることが確認できれば、差額分を事業所から利用者に対して返還する
- ・利用者の負担割合と異なる自己負担額を徴収した場合、差額については事業所と利用者間で調整を行う

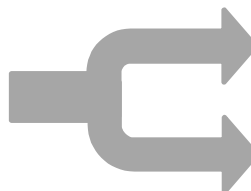
高額介護サービス費の利用者負担段階変更

現行

利用者負担段階	世帯上限額
市民税世帯課税者	世帯：37,200円
市民税世帯非課税者	世帯：24,600円
<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下 老齢福祉年金受給者 	個人：15,000円
生活保護受給者等	個人：15,000円

改正後

利用者負担段階	世帯上限額
現役並み所得者	世帯：44,400円
一般	世帯：37,200円



- ・現役並み所得者 = 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、世帯内の第1号被保険者の収入の合計が520万円(単身の場合383万円)以上の人
- ・課税所得 = 収入から公的年金等控除、必要経費、基礎控除、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額

- ・世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる場合、世帯上限額が44,400円に引き上げられる
ただし、世帯内の第1号被保険者の収入の合計が520万円(単身の場合383万円)未満の場合、**申請により世帯上限額を37,200円に戻す**
- ・世帯上限額を37,200円に戻す対象となり得る世帯には、6月頃に基準収入額適用申請書を送付し、7月中の1ヶ月程度を受付期間とする
- ・利用者負担段階の判定基準日は毎年8月1日

高額医療・高額介護合算制度の限度額の変更

- 平成27年1月から医療における70歳未満の人の高額療養費の限度額が変更されたことに伴って、高額医療・高額介護合算制度の限度額も以下の通り変更される

所得区分 〔 健保 = 標準報酬等 国保 = 年間所得 の金額 〕	70歳未満の人		
	～平成26年7月 (現行)	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
健保：月額83万円以上 国保：901万円超	126万円	176万円	212万円
健保：月額53万円以上83万円未満 国保：600万円超901万円以下		135万円	141万円
健保：月額28万円以上53万円未満 国保：210万円超600万円以下	67万円		
健保：月額28万円未満 国保：210万円以下		63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円		

標準報酬等 = 医療保険各法(国民健康保険法を除く)に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額

年間所得 = 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)

負担限度額認定の該当要件の変更

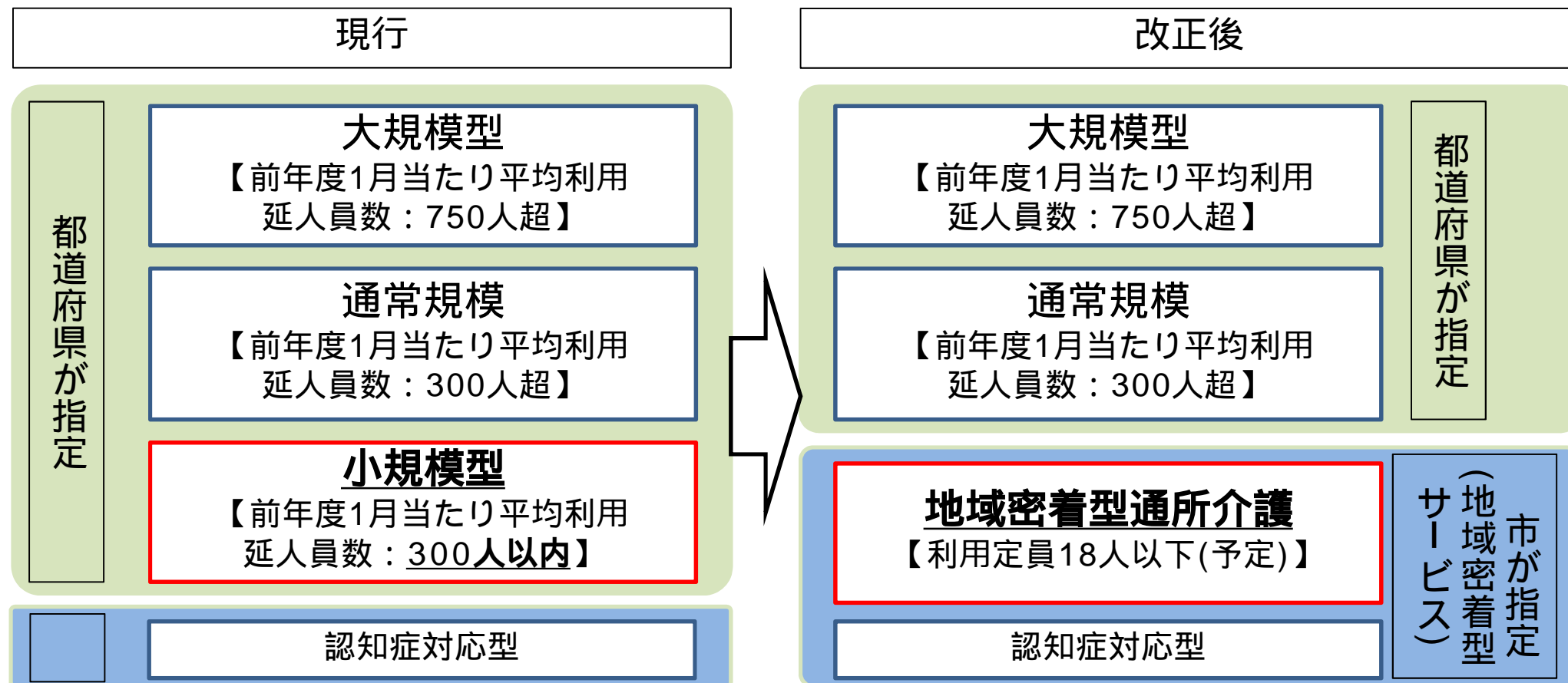
現行	改正後		
所得要件	所得要件	資産要件	
市民税非課税世帯	市民税非課税世帯 (別世帯に配偶者がいる場合は、 <u>別世帯の配偶者も市民税非課税</u>)	+	預貯金等が一定額以下 (単身で1,000万円、夫婦で2,000万円)

- ・ 現行では利用者が世帯分離をした場合、分離後本人が市民税非課税であれば負担限度額認定を受けられるが、配偶者については民法上他の親族の扶養義務より強い生活保持義務があると解されていることから、利用者の負担限度額認定の該当・非該当の判断に当たって、世帯分離をしたとしても配偶者の課税状況・資産等を勘案することとする
- ・ 事実婚の場合も「配偶者」として取り扱うこととする
- ・ 配偶者からDV防止法に定める暴行があった場合、配偶者が行方不明の場合、その他これらに準ずる場合には、配偶者の所得を勘案することは不適當であるため、勘案の対象外とする
- ・ 所得要件に加えて、預貯金等の資産要件を勘案する

平成27年2月18日(水)
あじさい会館 1階 ホール

平成28年4月から実施 (一部順次実施)

地域密着型通所介護サービスへの移行



- ・ 現行の小規模型通所介護事業所について、当該事業所の利用定員(当該通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限)が18人以下の事業所を、地域密着型通所介護事業所とする予定
- ・ 移行の際の事業所指定については、事業所の所在市町村の長から指定を受けたものとみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要
- ・ 地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員は、現在届出がなされている利用定員で判断する(改めて事業所が届出を行う場合を除く)

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

現行

改正後

介護給付 (要介護1～5)

介護給付 (要介護1～5)

介護予防給付 (要支援1～2)

訪問看護、福祉用具等

→

→

訪問介護、通所介護

現行と同様

事業に移行

介護予防給付(要支援1～2)

地域支援事業

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

二次予防事業

一次予防事業

(介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業)

全市町村で実施

}

多様化

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1～2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス(配食等)
- ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

サービスの類型

訪問型サービス

市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する

- ・訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる
- ・多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要</p>	<p>状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助(助成)	直接実施 / 委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

通所型サービス

市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する

- ・通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる
- ・多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	通所介護	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 「多様なサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助(助成)	直接実施 / 委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

その他の生活支援サービス

- ・その他の生活支援サービスは、栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる

1 改正の趣旨

基準省令の改正に伴い、関係事業者間の連携の強化を図り、サービスの質の向上を目的として、市基準条例の改正を行う予定

2 改正内容

(1) 個別サービス計画の介護支援専門員への提出
介護支援専門員（担当職員）は、介護サービス事業者間の意識の共有を図る観点から、介護サービス事業者に対し、居宅（介護予防）サービス計画に位置付けたサービスについて個別サービス計画の提出を求めることとする

(2) 地域ケア会議への情報提供等の協力
指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）は、関係者間の情報共有を図るため、地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供等の求めがあった場合は、これに協力するよう努めることとする

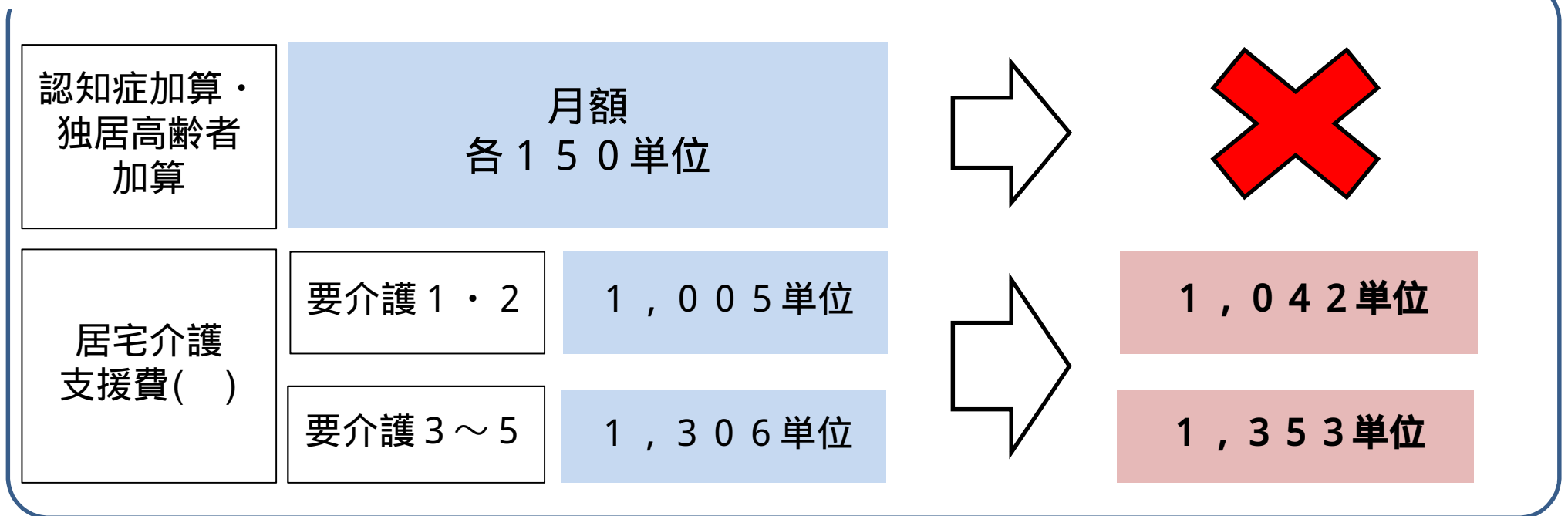
3 施行期日

平成27年4月1日

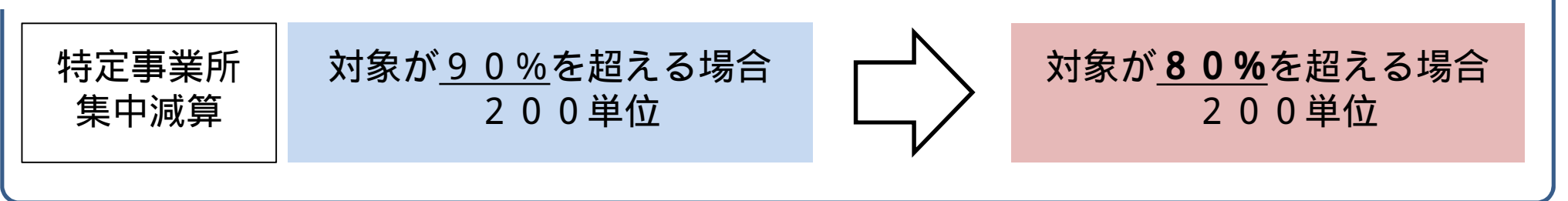
【補足】平成27年度介護報酬改定の概要(案)について

居宅介護支援に係る報酬の見直し

1 認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化

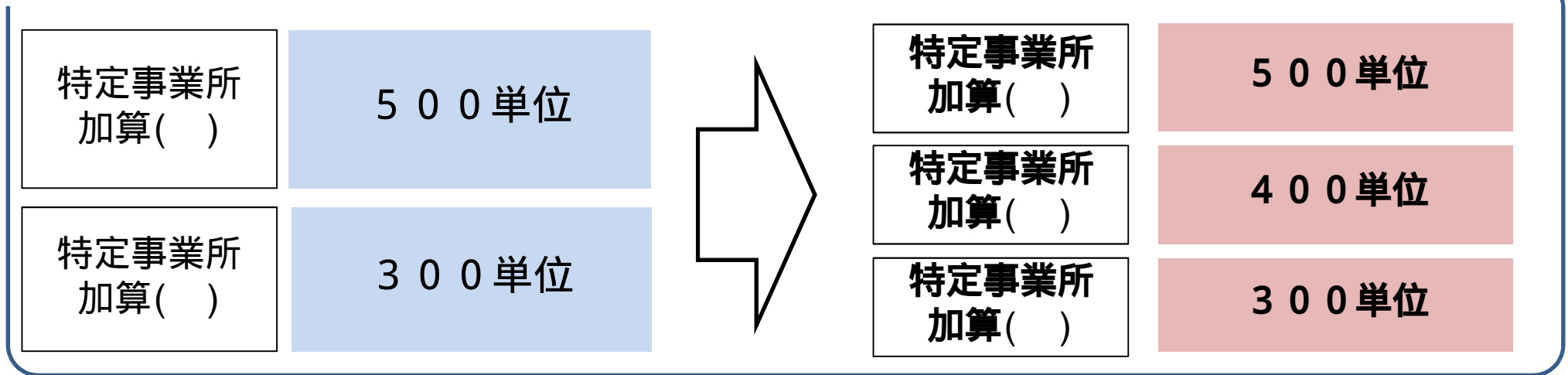


2 正当な理由のない特定の事業所への偏りに対する対応強化



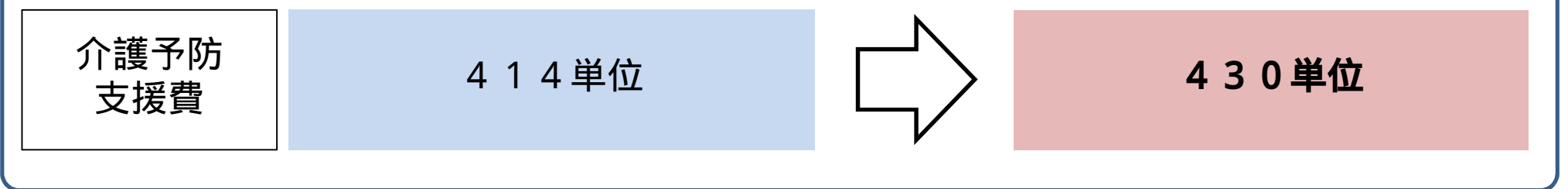
【補足】平成27年度介護報酬改定の概要(案)について

3 質の高いケアマネジメントを実現する事業所の評価の推進



介護予防支援に係る報酬の見直し

総合事業の導入に伴う基本報酬の改定



- ・その他の介護サービスの報酬の見直しについては、厚生労働省の社会保障審議会・介護給付費分科会(第119回・平成27年2月6日開催)資料を参照
- ・介護報酬改定の適用は平成27年4月1日から